



認証番号
090720

服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail:hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成 23 年 11 月増刊号

ぜひお越しください！

平成 23 年度 事業主説明会のご案内

今年も鳥取県労働保険事務組合連合会による事業主説明会が、以下の日程・内容で開催されます。事業主様、事務担当者の方、どうぞお気軽にご参加ください。

●とき 12月14日(水) 午後1時30分～3時30分

●ところ 米子コンベンションセンター

※参加無料

■内容 雇用労働者をサポートする労働保険制度を知っていますか？

雇用の拡大あるいは維持を図るため、労働保険制度の各種給付金、各種助成金制度を有効に活用していただくよう、わかりやすい説明会を開催します。

①『労働保険制度』 米子労働基準監督署 担当官

②『各種助成金制度』 米子公共職業安定所 担当官

※事前申し込み要！参加ご希望の方は 11月25日(金)までに 当事務所までお電話ください

11月の生活ホットニュース

従業員が行う「副業」をどう考える？

◆問題点の多い「副業」

景気低迷によって残業時間が少なくなり、給与の手取りが減少した分を補うために、数年前から「副業」を行う従業員が増えていました。

しかし、社員が本業の仕事とは別に副業を行う場合にはリスクがあります。

◆会社として認めるか否かを適切に判断

合理的な理由がある場合には、会社として社員の副業を認めない(副業禁止)とすることも可能ですが、認める場合の選択肢として

(1)許可制とする、(2)届出制とする、(3)完全解禁とする、ことなどが考えられます。

上記のいずれを選択するにしても、就業規則などを整備して、副業を認める場合の基準(ルール)を明確にしておく必要があるでしょう。

◆副業を認める場合に注意すべきこと

仮に社員の副業を認める場合には、業務上リスク管理の観点から、「本業に支障が生じてしまうほど長時間労働となるような副業は認めない」ことや、「自社の業務内容と競合するライバル会社での副業は認めない」ことなどが必要です。

◆安全配慮義務の観点も

仮に1日8時間フルタイムで働いて月に30時間のくらい残業している労働者が、土曜日曜6時間ずつ(月に52時間)コンビニでアルバイトをしていたとします。

この労働者は、月80時間超の残業をしているのと同じことになり、過労死ラインを超えています。

会社が安全配慮義務を果たすには、①自社の残業を減らす②兼業を禁止若しくは制限するなどの措置が必要です。

過労が元で労災事故が起こる可能性もあります。

よく考慮して対応したいものです。

厚生年金の適用拡大はもっと国民の意見を聞いて行うべき

◆「一体改革」を具体化へ

厚生労働省は、政府の「社会保障と税の一体改革」の具体化に向けた作業を進めています。非正規社員を厚生年金に加入させるために、労働時間や収入の条件を見直す方針です。

◆年収基準の引下げ

「第3号被保険者」(例:夫が会社員や公務員である専業主婦)と認定する年収の基準を、現行(130万円)から引き下げる考えです。厚生年金保険料の算定に使う標準報酬の下限(月額9万8,000円)を下げることも検討しています。

労働者の約4割をも非正規社員が占めるようになり、年金制度に歪みが生じています。非正規社員が加入する国民年金の加入対象者としては、主に定年がない自営業者などが想定されており、厚生年金に比べて手取りが少額となっています。

◆厚生労働省による試算結果

しかし、厚生年金の適用拡大に伴い、企業の負担は増えます。中小零細企業にとっては、過重な負担となるおそれがあります。

厚生労働省が2007年に実施した試算結果によれば、加入条件(労働時間)を「週30時間以上」から「週20時間以上」に拡大すると新たに約310万人が厚生年金の加入対象となり、企業の負担が年間約3,400億円も増えるとしています。

◆負担増となる配偶者から反発も

厚生労働省が過去に実施した短時間労働者を対象とするアンケート調査によれば、年収130万円を超えると保険料の支払義務が発生するために「労働時間を減らしている」と回答した人が25%にも上っています。

負担増となる主婦層などが大幅に増加することから、反発が出ることは間違いありません。

鳥取県の最低賃金が決定されました

鳥取県内の事業所では、使用者は、最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。また、この最低賃金は、常用、臨時、アルバイト、パートタイマーなどの雇用形態にかかわらず県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

1時間646円 平成23年10月29日発効

※ 特定の産業には産業別最低賃金が定められています。

●最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

